

# 丸三製紙株式会社

## 合法証明デュージェンシステム マニュアル

2024年7月11日改訂

1.	はじめに.....	3
1.1	木材調達における DD プロセス .....	3
2.	使用文書.....	4
3.	合法調達へのコミットメント .....	4
4.	品質システム・管理.....	5
4.1	責任部署・責任者及び担当部署・担当者 .....	5
4.1.1	責任者・担当者 .....	5
4.2	研修・能力育成 .....	6
4.3	DD システム (DDS) 改訂のプロセス.....	6
4.4	記録管理の手続き.....	6
4.5	対外コミュニケーションにおけるルール .....	7
5.	原材料の保管.....	7
6.	適用範囲.....	8
7.	サプライチェーン情報へのアクセス .....	8
7.1	サプライチェーン情報の収集 .....	9
7.2	サプライチェーンに関する情報へのアクセス.....	10
7.2.1	情報更新・改変.....	10
7.2.2	情報のギャップに関する評価 .....	10
8.	リスクアセスメント.....	10
8.1	認証・合法性証明木材の使用 .....	11
8.2	リスクアセスメントチェックリスト .....	11
8.3	リスクアセスメントの流れ.....	13
9.	リスク緩和措置.....	14

## 1. はじめに

本マニュアルは、丸三製紙株式会社（以下、当社という）が木質原材料の調達において DD を行うことにより、当社が違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化することを目的としている。

当社の主な事業は、板紙及び特殊紙の製造販売業である。

本マニュアルとその各項目の実行にあたって、デュー・ディリジェンス(DD)とは、当社が違法に伐採された木材・木材製品を調達するリスクを最小化するために、当社が事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は、米国レイシー法、EU 木材規則（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）、オーストラリア違法伐採禁止法、及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に準拠するために作成されている。[2017年5月現在]

本文書中にある DD の各過程は当社の全サプライヤーに適用する。

### 1.1 木材調達における DD プロセス

本マニュアルにおいて、デュー・ディリジェンス(DD)とは、以下の3つの段階を踏み木材の違法リスクを最小化することを意味する。

- (1) 必要情報へのアクセス
  - (2) リスクアセスメント
  - (3) リスク緩和措置
- ✓ (2) でリスクが低いことが確認できれば、(3) を行う必要はない
- ✓ (3) でリスクが緩和できない場合には、当該製品の購入をやめる

## 2. 使用文書

本マニュアルに従い行う DD においては、以下の文書を併せて使用する。

文書名	備考
違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針	<a href="http://www.jpa.gr.jp/file/release/20070924045029-1.pdf">http://www.jpa.gr.jp/file/release/20070924045029-1.pdf</a>
生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針	<a href="http://www.jpa.gr.jp/env/creature/pdf/20140620.pdf">http://www.jpa.gr.jp/env/creature/pdf/20140620.pdf</a>
製紙業界の違法伐採対策	<a href="http://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/01.pdf">http://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/01.pdf</a>
日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業	<a href="http://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/02.pdf">http://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/02.pdf</a>
日本製紙連合会「環境行動計画」	<a href="http://www.jpa.gr.jp/env/plan/brief/20160322.pdf">http://www.jpa.gr.jp/env/plan/brief/20160322.pdf</a>
製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について	<a href="http://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/2015.pdf">http://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/2015.pdf</a>

## 3. 合法調達へのコミットメント

木材パルプの調達方針

### a. 基本調達方針

- (1) パルプの調達にあたり、法令を遵守して生産されたパルプを調達する。
- (2) 木材原料（チップ）の出所が遡れ、適正に管理された森林より生産されたものであることが確認できるサプライヤーから調達する。
- (3) サプライヤーから「違法伐採は取り扱わない」という誓約書並びに、トレーサビリティレポートもしくは第三者機関による合法証明書を入手する。
- (4) 毎年度の違法伐採対策の取組みについて、その概要を公開するとともに、第三者の監査を実施する。
- (5) 違法伐採対策に関連する資料は最低 5 年間保管し、監査などの必要に応じ開示する。

### b. 合法証明システム

#### ・ 国産パルプ

- (1) サプライヤーが、日本製紙連合会の「違法伐採対策の自主的な取組み」を実施している場合は、当該サプライヤーが発行する合法証明書を入手する。
- (2) 上記以外の場合は、サプライヤーから「違法伐採木材は取り扱わない」という誓約書を入手するとともに、伐採地域・樹種・数量等を記載したトレーサビリティレポートの作成を要求し、定期的に同レポートを入手する。

・ 輸入パルプ

- (1) サプライヤーから「違法伐採木材は取り扱わない」という誓約書を入手する。
- (2) 原則として森林認証システムによる証明書の提出が可能なサプライヤーから購入し、その証明書を入手する。
- (3) 上記以外の場合は、伐採地域・樹種・数量等を記載したトレーサビリティレポートの作成を要求し、定期的に同レポートを入手する。

## 4. 品質システム・管理

### 4.1 責任部署・責任者及び担当部署・担当者

本マニュアルに従って DD を実行する場合の責任部署及び責任者並びに担当部署及び担当者。

#### 4.1.1 責任者・担当者

本マニュアル中にある諸条件への準拠に責任を持つのは、以下の責任者とする。

[職務] 専務取締役

本マニュアルの実施を担当するのは、以下の担当者とする。

[職務] 資材物流部部长

[電話番号] 0244-22-3113

## 4.2 研修・能力育成

研修について

- 調達に関わる全員を対象とする
- 当社が定めた FSC COC 管理マニュアルに沿って1回／年または、担当者の変更があった場合に実施する
- 当社の調達方針及び本マニュアル中の DD の各過程がきちんと準拠されることを目的として行う
- 日付や参加者を含む研修記録を取り保管しておく
- 初めて参加する社員の研修は、すでに研修を受けた社員が責任を持って行う
- 研修やその他の能力育成に関わる記録は、5年間保管しておく

## 4.3 DD システム（DDS）改訂のプロセス

- DD の責任者は、DDS の維持、見直し、改訂を1年に1度行う
- サプライチェーンに変更があった場合、新規のサプライヤーから購入する場合、または新しい製品・樹種・原産国などが調達対象ことになった場合には、その都度、サプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し、必要な場合には DDS を改訂する

## 4.4 記録管理の手続き

- DD におけるすべての課程、要素について記録を取る
- 記録はデジタルあるいは紙ベースのものとする
- 記録は最低5年保持する

- DDの実行のために必要な記録文書としては、以下のものとする

協定書  
請求書  
トレーサビリティレポート  
森林認証証書  
合法証明書  
第三者監査文書（FSC）

#### 4.5 対外コミュニケーションにおけるルール

当社は、DDを本マニュアルに従って行った場合でも、製紙連合会のデューディリジェンス認証/証明を受けたという表現を、請求書、パッケージ、木材製品そのもの（ただしこれらに限定されない）に使用しない。例として使用できない表現は、「リスクアセスメント済み」「リスクアセスメント済み木材」「低リスク木材」「独立第三者監査済み木材」など。パンフレット等でデューディリジェンス制度について説明する場合には、「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は、製品のリスク評価について説明する場合には使用してもよいが、製品説明としては使用しない。ただし、「製品のリスクを評価するために、日本製紙連合会のマニュアルに即して作成した丸三製紙株式会社・合法証明デューディリジェンス・マニュアルに基づいて、当社で社内デューディリジェンスを行った」という説明はしてもよいものとする。

## 5. 原材料の保管

- 購入、加工、梱包、輸送の間を通して、購入した原材料を、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、違法な可能性のあるものと分けて管理する
- 担当者は上記を確実にし、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、購入した原材料を指定場所への保管や見取り図面上での表記などにより、目視確認できるようにしておく

- 違法な可能性のあるものについては、どのように処分したかという記録を残すようにしておく
- 第三者認証製品、第三者合法性証明製品、認証管理木材はそれぞれの条件に従って保管する

## 6. 適用範囲

以下の表に対象となる製品を記載する。国産原料については、樹木分布区域図・区域別樹木リストも利用のこと。

製 品	伐採地 (基本、海外は州レベル、国内は県レベル)	樹 種 名 (国内は分布区域番号)	学 名
パルプ (輸入)	British Columbia	Lodgepole Pine, White Spruce, Sub-Alpine Fir	Pinus Contorta Pisea(Sitcheensis) Abies Lasiocarpa
パルプ (国産)	茨城,栃木,群馬,埼玉,千葉, 東京,神奈川,長野,山梨,静岡, 愛知,奈良京都,兵庫,岡山	樹木分布区域図・区域 別樹木リスト④,⑤, ⑥,⑦,⑨,⑩参照	樹木分布区域図・区域 別樹木リスト④,⑤, ⑥,⑦,⑨,⑩参照

※樹木分布区域図・区域別樹木リストを参照

URL : [https://www.jpa.gr.jp/env/proc/clean\\_wood/images/list\\_jumoku.pdf](https://www.jpa.gr.jp/env/proc/clean_wood/images/list_jumoku.pdf)

## 7. サプライチェーン情報へのアクセス

下記のサプライチェーンに関する情報を、調達前に収集するアクセスできるようにしておく。そのために、サプライヤーから情報提供について契約文書や誓約書等を通して合意を得ておく。



- a. 製品の種類
- b. 製品の樹種の通称と学名
- c. 原産国、伐採地域、国内においては都道府県等
- d. 木材製品が製造された国
- e. 製品のサプライヤー・リスト(商号、国名、住所) 注)別途詳細版あり。
- f. マニュアルの対象となる購入予定の木材製品の量
- g. 該当する場合は以下を含む、木材・木材製品が関連適用法規制に準拠することを示す文書またはその他の情報
  - FLEGT ライセンス材及び CITES 材
  - FSC 認証証明書及び PEFC との相互認証制度の認証証明書<sup>1</sup>
  - 第三者合法性証明システムへの準拠を示す文書
  - EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書<sup>2</sup>
- h. サプライチェーン図



## 7.1 サプライチェーン情報の収集

情報収集は、トレーサビリティレポートにより、リスクアセスメントがきちんとできるレベルで行う。

<sup>1</sup> サプライヤーの CoC 認証だけでなく製品そのものの認証を必ず確認すること。

<sup>2</sup> 日本製紙連合会『H26 年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書』中の 82 頁～88 頁、添付資料 2 「EU 木材規制のためのガイダンス文書」を参照。また、日本製紙連合会『H26 年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書』中の関連部分参照。EU は「3.1.4 補足法とガイダンス」、オーストラリアは「3.3.2 デューディリジェンス (DD)」を参照。

## 7.2 サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。この場合リスク緩和措置を取る。

### 7.2.1 情報更新・改変

サプライチェーンやサプライヤーに関する情報は、以下のタイミングで更新する。

- 年に一回
- サプライチェーンに変化があった場合

### 7.2.2 情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報は確認しておくこと。不足する情報について評価し、これを情報のギャップと考えること。

## 8. リスクアセスメント

リスクアセスメントでは、以下を含む項目についてリスクが無視できるか否かを検討する。

- 製品
- 樹種
- 原産地
- サプライチェーンの複雑さ

リスクアセスメントについては、「違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル」(チェックリスト)に基づいて実施する。

基本的に、以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考えてよい。

\*ただし詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書 ETTF System for Due Diligence、特に Annex5.

B 「リスク特定表」を参照しつつ行う。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない
- b) サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない
- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない
- d) サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている
- f) 原産国の腐敗レベルが低い

認証・合法性証明木材、認証管理木材（コントロールドウッド）の場合 → 8.1 に従い制度の条件と FM レベルでのリスクを評価。

上記以外の場合 → 8.2 に従う。

## 8.1 認証・合法性証明木材の使用

認証済みの木材製品の場合には、各基準を欧米規制に適合した FSC または PEFC の相互認証制度であれば、各制度で定められる規定に従い実際の製品の認証が確認でき、さらに FM 認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視できるレベルとみなす。認証管理木材についても同様の扱いとする。それ以外の認証制度の場合、8.2 に従いリスクアセスメントを行う。

## 8.2 リスクアセスメントチェックリスト

8.1 でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

European Timber Trade Federation(ETTF)のチェックリスト

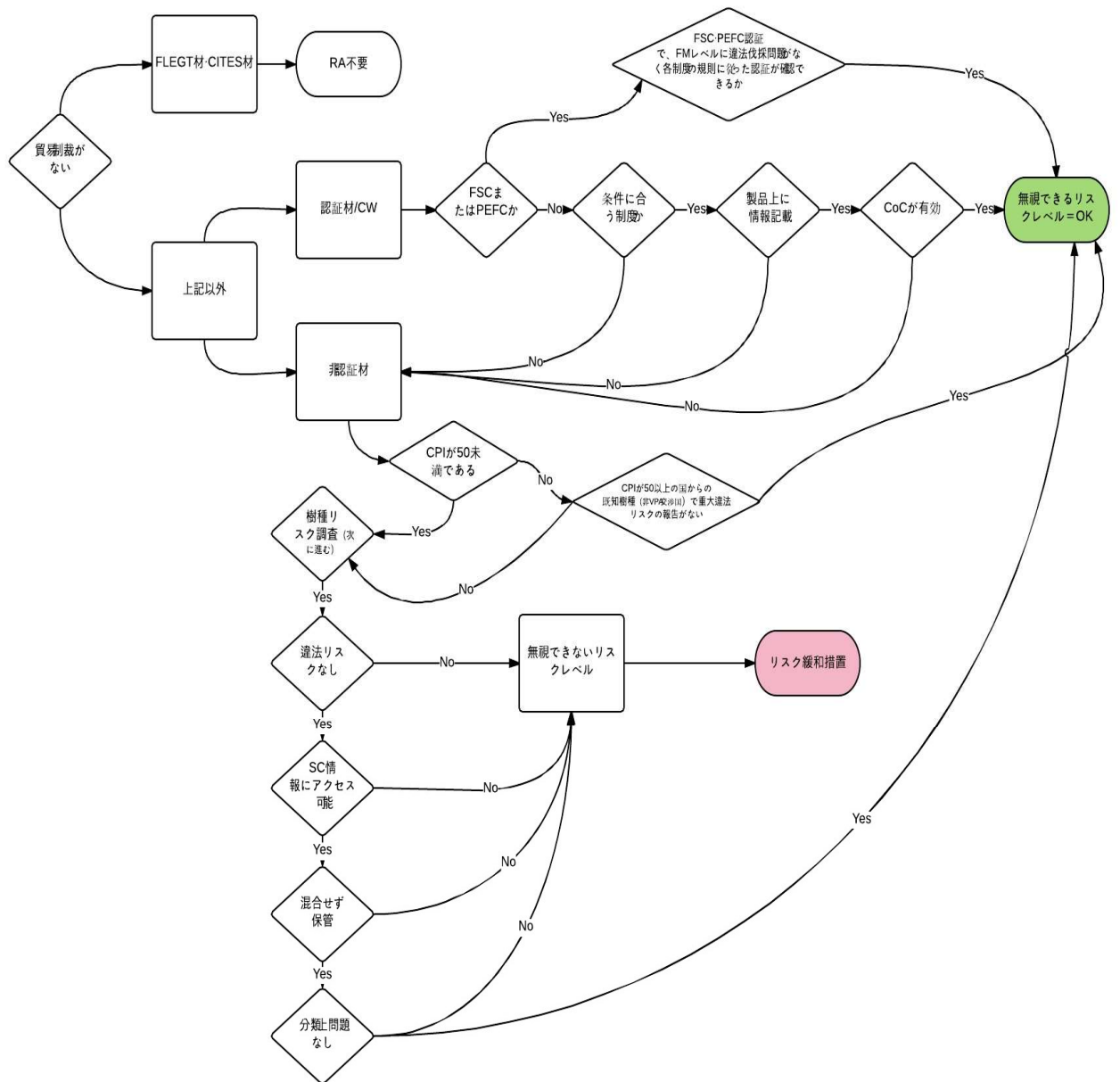
<u>リスクアセスメントを完結できるリスクの категория</u>	1. FLEGT(※)材か？
	2. 国連安全保障理事会や EU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？
	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
<u>認証状況</u>	5. サプライヤーと製品の両方が、EU 木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
	7. CoC がつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？
<u>樹種のリスク</u>	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
<u>原産地リスク</u>	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用する参考サイト： <ul style="list-style-type: none"> <li>• グローバルフォレストレジストリー（FSC のナショナルリスクアセスメントと連動）（随時更新） <a href="http://www.globalforestregistry.org/">http://www.globalforestregistry.org/</a></li> <li>• トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（毎年更新） <a href="http://www.transparency.org/cpi2015">http://www.transparency.org/cpi2015</a></li> <li>• その他、研究機関、NGO などの報告書<sup>3</sup></li> </ul>
<u>サプライチェーンのリスク</u>	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？
	11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品（原材料）と混ざったりすり替わったりしていないか？
	12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従ってなされているか？

(※)Forest Law, Enforcement, Governance and Trade program（森林法施行・ガバナンス・貿易プログラム）

<sup>3</sup> 英国王立国際問題研究所、世界銀行、インターポールなどは違法伐採問題の報告書を出している。

### 8.3 リスクアセスメントの流れ

以下のフローチャートは、リスクアセスメントの流れを示したものである。全般にリスクがより低いと見なしたのは①FSC または PEFC 認証製品の場合、②腐敗認識指数（CPI）が高い国（腐敗度の低い国）である。②については基本的に CPI が高い先進国からの木材全般を違法リスクレベルがより低いとみなす考えである。ただし、①、②いずれの場合も、伐採国レベルで重大な違法リスクの報告がないかどうかを確認する。



## 9. リスク緩和措置

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の要素を含んだ以下の手続きを踏む。(どのような手続きを取るかはリスクの種類や程度、または第三者証明や代替製品があるか否かなど、様々な要素によって異なってくる。<sup>4)</sup>

1. 追加情報や文書の要請をする
2. 自社でサプライチェーン監査を行う
3. 第三者証明
4. 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤーや製品の代替

---

<sup>4</sup> 詳しい例は、日本製紙連合会『H27 年度海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』中の表「リスク緩和措置とその強度 (ETTF DDS 文書より)」および添付資料 8-1 中のリスクアセスメントの部分参照。ETTF ではリスク緩和措置行動計画の作成を推奨している。